

# 国立大学法人富山大学附属病院に勤務する医師に対する勤務間インターバルに関する細則

令和6年3月26日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、[国立大学法人富山大学に勤務する職員の労働時間、休暇等に関する規則](#)第12条の3第2項、[国立大学法人富山大学に勤務する契約職員の労働時間、休暇等に関する規則](#)第4条の4第2項及び[国立大学法人富山大学に勤務するパートタイム職員の労働時間、休暇等に関する規則](#)第4条の3第2項に基づき、附属病院に勤務する医師に対する勤務間インターバルに関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医師とは、[国立大学法人富山大学職員就業規則](#)第2条第1項に定める職員のうち附属病院に勤務する医師免許を有する者、[国立大学法人富山大学診療助手、医員、大学院医員及び臨床研修医就業規則](#)第2条に定める医員等並びに[国立大学法人富山大学パートタイム職員就業規則](#)第2条に定める医員（短時間）、大学院医員（短時間）及び大学院当直医師をいう。
- (2) 勤務間インターバルとは、前日の終業時刻から翌日の始業時刻までの間に、一定時間以上の休息時間を設けることをいう。
- (3) 代償休息とは、連続した勤務間インターバル中にやむを得ない理由により勤務に従事した場合に、当該労働時間に相当する休息時間を付与することをいう。
- (4) 特定代償休息とは、やむを得ず連続して15時間を超えることが予定される同一の業務に従事する場合に、当該業務に係る時間のうち15時間を超える時間に相当する時間の休息時間を付与することをいう。
- (5) 監督者とは、国立大学法人富山大学に勤務する職員の労働時間、休暇等に関する規則第1条の2第1項、国立大学法人富山大学に勤務する契約職員の労働時間、休暇等に関する規則第1条の2第1項及び国立大学法人富山大学に勤務するパートタイム職員の労働時間、休暇等に関する規則第1条の2第1項に定める監督者をいう。

(勤務間インターバル)

第3条 勤務に当たっては、原則として、医師ごとに始業から24時間以内に9時間の連続した勤務間インターバルを付与する。ただし、労働基準監督署による宿日直許可のある宿日直に従事した時間（宿日直許可のある宿日直に連続して9時間以上従事する場合に限る。）は、勤務間インターバルが確保されたものとみなす。

- 2 前項にかかわらず、労働基準監督署による宿日直許可のない宿日直に従事する場合は、始業から46時間以内に18時間の連続した勤務間インターバルを付与する。
- 3 前2項の勤務間インターバルについては、原則として、事前に予定されたものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。
- 4 兼業先における勤務（労働基準監督署による許可を得た宿日直に従事する場合を除く。）については、勤務間インターバルに含まないものとする。

(臨床研修医)

第4条 前条にかかわらず、臨床研修医の勤務間インターバルについては、次の各号のとおり取り扱う。

- (1) 勤務に当たっては、原則として、臨床研修医ごとに始業から24時間以内に9時間の連続した勤務間インターバルを付与する。ただし、労働基準監督署による宿日直許可のある宿日直に従事した時間（宿日直許可のある宿日直に連続して9時間以上従事する場合に限る。）は、

勤務間インターバルが確保されたものとみなす。

- (2) 前号にかかわらず、臨床研修における必要性から、指導医の勤務に合わせた24時間の連続した勤務時間とする必要がある場合は、始業から48時間以内に24時間の連続した勤務間インターバルを付与する。
- (3) 前2号の勤務間インターバルについては、原則として、事前に予定されたものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

(代償休息及び特定代償休息)

第5条 連続した勤務間インターバル中にやむを得ない理由により発生した勤務に従事した場合は、当該勤務時間に相当する時間の代償休息を事後に付与する。ただし、代償休息を付与することを前提に、あらかじめ勤務間インターバル中に勤務を命じることができない。

2 臨床研修医については、前項の規定のほか、次の各号を要件として、代償休息を付与するものとし、付与期限は原則として、必要性が生じた診療科における研修期間内とするが、それが困難な場合は、翌月末日までに付与する。

(1) 臨床研修における必要性から、オンコール又は労働基準監督署による宿日直許可のある宿日直への従事が必要な場合に限ること。

(2) 臨床研修医の募集時に、代償休息を付与する形式での研修を実施する旨が明示されていること。

3 代償休息は、連続した勤務間インターバル中にやむを得ない勤務が発生した日の属する月の翌月末日までに、発生の都度、付与する。

4 特定代償休息は、やむを得ず連続して15時間を超えることが予定される同一の業務に従事させる場合に、当該業務終了後、次の業務の開始までの間に、当該業務に係る時間のうち15時間を超える時間に相当する時間を付与する。

5 代償休息及び特定代償休息（以下「代償休息等」という。）は、時間単位で付与するものとし、従事した労働時間数に1時間未満の端数がある場合は、1時間に繰り上げて付与する。

6 医師が代償休息を取得する場合は、事前に所定の請求をしなければならない。

7 監督者は、月1回、代償休息等の付与の対象となる医師及び当該医師の労働時間を把握するものとする。

8 代償休息等の付与は、次の各号に掲げる方法により随時指定すること又は事前に勤務シフトに組み込むことによっても行うものとする。ただし、次の各号に掲げる方法以外のことにより、代償休息等が付与されることを妨げないものとする。

(1) 休憩時間の延長又は追加

(2) 勤務間インターバルの延長

9 災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合は、法令に従い、必要の限度において代償休息等の付与を行わないことがある。

(その他)

第6条 この細則に定めるもののほか、勤務間インターバルに関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。